

水道・下水道の使用に関する 各種手続きについて

こんな時は必ず役場に
届け出てください

転入・転出等で水道(以下、下水道も含む)を使用する場合や、使用をやめる場合、使用者等を変更する場合は、役場への届出が必要です。

- 【受付時間】
- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
 - ・午前8時30分～午後5時15分

【受付方法】
使用の開始は、郵送またはFAXでの受付はできませんが、電話やインターネットでの受付はできません。なお、使用の中止・使用者等の変更をする場合は、電話での受付ができます。

水道の使用を開始する時

水道の使用を開始する場合は、「使用開始届」の提出が必要です。

【止水栓の開栓作業について】
止水栓の開栓の際は、必ず使用者の立ち合いをお願いして

ます。開栓は屋外での作業となりますので、建物内の管理は使用者自身で行ってください。

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
 - ・午前9時～午後5時
- 【注意事項】
- ・八雲町の水道は、八雲町給水条例に基づきご使用となります。町ホームページや役場窓口でご覧いただけます。

使用開始当日に届出がなされた場合、対応できない場合がありますので、使用開始予定日の2日前までに届出をしてください。

「使用開始届」を提出せずに水道の使用を開始した場合は、条例に基づき認定した水道料金等を納めていただきます。また、場合によっては罰則を科されることもありますので、必ず届出をしてください。

水道の使用を中止する時

水道の使用を中止する場合は、

は、「使用中止届」の提出が必要です。

【止水栓の開栓作業について】
使用を中止する際には、止水栓を閉栓します。閉栓時は、使用者の立ち合いは必要ありません。

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
 - ・午前9時～午後5時
- 【注意事項】
- ・水道の使用をやめても、中止の届出がない場合は、基本料金がかかります。必ず届出をしてください。
 - ・長期間留守にするなどで一時中止した場合は、再開の手続きが必要となります。

この場合は、電話での届出が可能です。

水道の使用者等が変わる時

水道の使用者、支払方法、料金請求書等の送付先が変わる場合は、「使用者等変更届」の提出が必要となります。

水道の口座振替手続きについて

料金の口座振替手続きは、次の窓口で手続きできます。

・町内の各金融機関
(ひやま漁協を除く)

- ・環境水道課業務係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

※ゆうちょ銀行については、申込書に記載後ご本人が郵便局窓口へ提出しなければなりません。

【問い合わせ先】
環境水道課業務係

- ☎01377-2020
- ☎01377-622120
- ☎01398-23111
- ☎01398-23230

ふるさと納税の状況

2月末現在(累計 平成31年4月～令和2年2月)

寄附件数 **148,748件**

寄附金額 **2,407,471,000円**

NPO法人・社会福祉法人(法人格を持つ非営利団体)による資源ごみ回収活動計画書の提出について

資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化を図るため、子ども会等住民団体および法人格を持つ非営利団体による資源ごみ回収活動に対しては町からの助成があります。法人格を持つ非営利団体が助成制度を活用する場合は、その活動の規模・回収量を記載した「資源ごみ回収活動計画書」を提出する必要があります。

【資源ごみ回収活動計画書の提出期限】
4月30日(木)

【その他】
「資源ごみ回収活動計画書」の様式については、環境水道課環境衛生係または熊石総合支所住民サービス課の窓口にて用意しています。

- 【提出・問い合わせ先】
- ・環境水道課環境衛生係
 - ☎01377-632020
 - ・熊石総合支所住民サービス課
 - ☎01398-23111